

残余財産の処分及び清算事務執行の件

令和5年度事業終了時の残余財産の処分については、兵庫自治学会規約に定めがないことから、令和5年3月に策定された「兵庫県人材マネジメント方針」に基づく新たな人材育成の取り組みにより、自治学会の設立目的に資する活用が期待できる「兵庫県」に譲渡する。

なお、残余財産を譲渡するまでの清算に関する事務は、引き続き事務局を担当する代表運営委員が執り行うこととする。

【譲渡先を兵庫県とする理由】

- 自治学会の設立母体であり、令和5年3月に策定された「兵庫県人材マネジメント方針」に基づき、複雑化・高度化する行政課題に対応できる新たな人材育成の取り組みが始まったことから、自治学会の設立目的である「政策形成活動の助長、職員の政策形成能力の向上」に資する活用が最も期待できる。
- 残余財産を個人会員に公平に還付するためには、自治学会に加入していた期間のある全会員（30年間の延べで約3万人）の加入期間や退会会員の現住所を特定する必要があるが、実質的には不可能。
- 団体会員のみには還付することは公平性に欠ける。

〈参 考〉

- 残余財産見込額（令和5年度当初予算上の予備費） 2,877千円